**大阪府スマートシティ推進本部設置要綱**

（目的）

第１条　「大阪スマートシティ戦略」の下、府内において直面する多様な課題に対し、ＩＣＴなど最先端の技術を活用した取組（以下、「スマートシティの取組」という。）の実践により解決を図るとともに、国家戦略特区、総合特区及び構造改革特区（以下、それぞれの特区を総称して「特区」という。）における取組を推進し、あらゆる機会・チャンネルを活用しながら、府域全体における住民の生活の質（QoL）の向上及び都市間競争力の向上につなげるため、強力な全庁的推進組織として「大阪府スマートシティ推進本部」（以下、「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、スマートシティの取組及び特区に関するヘッドクォーター（司令塔）として、これらの推進に関する取組を指揮するために必要な次の事務を所掌する。

(1) 総合的な方針や具体的な方策の検討に関すること

(2) 特区を活用した規制緩和など国優遇措置の推進等に関すること

(3) 庁内での情報共有等に関すること

(4) その他、スマートシティの取組及び特区の推進にあたり必要な事項に関すること

（組織）

第３条　本部は、別表１に掲げるものをもって構成する。

２　本部長は、知事の職にある者をもって充てる。

３　副本部長は、副知事（スマートシティ戦略部担当）の職にある者をもって充てる。

（運営）

第４条　本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

３　本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第５条　本部の下に幹事会を置き、別表２に掲げるものをもって構成する。

２　幹事会の構成員は、第２条に掲げる所管事項に関する連絡調整を行うものとする。

３　幹事会の開催に関し必要な事項は別に定める。

４　幹事会の下に専門部会を置くことができる。

（庶務）

第６条　本部の庶務は、スマートシティ戦略部において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

　　この要綱は、平成２５年４月２６日から施行する。

　　この要綱は、平成２６年５月１２日から施行する。

　　この要綱は、平成２７年７月１５日から施行する。

　　この要綱は、平成２９年７月１１日から施行する。

この要綱は、令和元年７月１６日から施行する。

　この要綱は、令和元年１２月１４日から施行する。

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

別表１

|  |
| --- |
| 知事 |
| 副知事 |
| 副首都推進局長 |
| 危機管理監 |
| 政策企画部長 |
| 総務部長 |
| 財務部長 |
| スマートシティ戦略部長 |
| スマートシティ推進監 |
| 府民文化部長 |
| ＩＲ推進局長 |
| 福祉部長 |
| 健康医療部長 |
| 商工労働部長 |
| 環境農林水産部長 |
| 都市整備部長 |
| 大阪港湾局長 |
| 住宅まちづくり部長 |
| 会計管理者 |
| 議会事務局長 |
| 教育長 |
| 監査委員事務局長 |
| 人事委員会事務局長 |
| 警察本部総務部長 |

別表２

|  |
| --- |
| スマートシティ推進監 |
| 副首都推進局総務・企画担当部長 |
| 危機管理室長 |
| 政策企画部次長 |
| 総務部次長 |
| 財務部次長 |
| スマートシティ戦略部次長 |
| 府民文化部次長 |
| ＩＲ推進局次長 |
| 福祉部次長 |
| 健康医療部次長 |
| 商工労働部次長 |
| 環境農林水産部次長 |
| 都市整備部次長 |
| 大阪港湾局企画調整担当部長 |
| 住宅まちづくり部次長 |
| 会計局会計総務課長 |
| 議会事務局次長 |
| 教育庁教育次長 |
| 監査委員事務局次長 |
| 人事委員会事務局次長 |
| 警察本部警務部警務課長 |